

**長野県告示第34号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
アオキ薬局	松本市寿台6-10-10	令和5年1月1日
スギ薬局岡谷店	岡谷市郷田二丁目1番3号	令和5年1月1日
スギ薬局信州大学病院店	松本市旭三丁目1番1号 信州SUGIビル1階	令和5年1月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第35号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
あづま通りセンスビュー薬局 長野市大字鶴賀142-6	あづま通り薬局 長野市大字鶴賀142-6	令和4年12月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第36号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部 守一

- 講習会の主催者の名称及び住所  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 講習会の開催日  
令和5年6月6日（火）、6月12日（月）、6月13日（火）
- 講習会場の名称及び所在地  
長野ターミナル会館  
長野市中御所岡田178-2
- 受講料  
1万6,000円

食品・生活衛生課

**長野県告示第37号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市川岸字赤石9805 から 9807 まで、9809 から 9812 まで、9814、9815、宇尾那久保9821 の 13、9821 の 14

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第38号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

飯田市上久堅5861 の 3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上久堅5861 の 3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第39号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字平出2935、2942、2945 の 4、2945 の 5、2946、2947、2954 の 2、2954 の 3、2955 の 1、2971

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字平出2935、2942、2945の4、2945の5、2946、2947、2971
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第40号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡根羽村3343の128（次の図に示す部分に限る。）、3343の260
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第41号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
松川町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部守一

#### 1 土砂災害警戒区域の名称

南内田8、南内田9、南内田10、広丘堅石7、広丘堅石8、広丘郷原6、芦ノ田6、太田9、勝弦6、勝弦7、勝弦8、勝弦9、勝弦10、勝弦11、勝弦12、勝弦13、勝弦14、勝弦15、勝弦16、勝弦17、勝弦18、勝弦19、勝弦20、勝弦21、勝弦22、勝弦23、勝弦24、勝弦25、勝弦26、勝弦27、勝弦28、勝弦29、勝弦30、勝弦31、勝弦32、勝弦33、勝弦34、勝弦35、勝弦36、勝弦37、勝弦38、勝弦39、勝弦40、勝弦41、勝弦42、勝弦43、勝弦44、勝弦45、勝弦46、勝弦47、勝弦48、勝弦49、勝弦50、勝弦51、勝弦52、勝弦53、勝弦54、勝弦55、勝弦56、勝弦57、勝弦58、勝弦59、勝弦60、勝弦61、勝弦62、勝弦63、勝弦64、上田15、上田16、上田17、古町11、古町12、床尾6、本山5、日出塩5、日出塩6、日出塩7、塩尻町12、塩尻町13、塩尻町14、東山8、東山9、若神子3、折戸2、折戸3、贄川6、平沢2、糠沢2、中畑及び下遠

#### 2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

### 長野県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年1月26日

長野県知事 阿部守一

#### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

南内田9、南内田10、広丘堅石7、広丘堅石8、広丘郷原6、芦ノ田6、太田9、勝弦6、勝弦7、勝弦8、勝弦9、勝弦10、勝弦11、勝弦12、勝弦13、勝弦14、勝弦15、勝弦16、勝弦17、勝弦18、勝弦19、勝弦20、勝弦21、勝弦22、勝弦23、勝弦24、勝弦25、勝弦26、勝弦27、勝弦28、勝弦29、勝弦30、勝弦31、勝弦32、勝弦33、勝弦34、勝弦35、勝弦36、勝弦37、勝弦38、勝弦39、勝弦40、勝弦41、勝弦42、勝弦43、勝弦44、勝弦45、勝弦46、勝弦47、勝弦48、勝弦49、勝弦50、勝弦51、勝弦52、勝弦53、勝弦54、勝弦55、勝弦56、勝弦57、勝弦58、勝弦59、勝弦60、勝弦61、勝弦62、勝弦63、勝弦64、上田15、上田16、上田17、古町11、古町12、床尾6、本山5、日出塩5、塩尻町12、塩尻町13、塩尻町14、東山8、東山9、若神子3、折戸2、折戸3、贄川6、平沢2、糠沢2、中畑及び下遠

#### 2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

#### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県松本建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年1月26日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 158号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市波田3234番の1地先から 松本市波田3216番の11地先まで	旧	m 8.8 ~ 8.8	km 0.2200
同 上	新	8.8 ~ 8.8	0.2200
		8.5 ~ 16.6	0.2200

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市波田3215番の6地先から 松本市波田3199番の8地先まで	旧	m 8.8 ~ 8.8	km 0.2500
同 上	新	8.8 ~ 8.8	0.2500
		8.5 ~ 15.2	0.2500

道路管理課

長野県公安委員会告示第3号

平成26年長野県公安委員会告示第48号(長野県公安委員会が委託する運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者に必要な資格)の一部を次のように改正します。

令和5年1月26日

長野県公安委員会委員長 山田 千代子

第2の(3)中「、伊那市高遠町交番」を削る。

東北信運転免許課

選告示第1号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

令和5年1月26日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

- 「社会福祉法人若槻ホーム 若槻ホーム別館 長野市上野1-1462-1」を
- 「社会福祉法人若槻ホーム 若槻ホーム別館 長野市上野1-1462-1」に改める。
- あいらの杜篠ノ井駅前 長野市篠ノ井布施高田798-3」

選挙管理委員会